

## 平成27年度における指定管理者の指定について

現在の指定管理者に公の施設の管理を行わせる指定の期間が平成28年3月31日に満了する公の施設(38施設)で、平成28年3月に市議会の議決を得て、平成28年度より公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設について、その概要をお知らせします。各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

### 1 指定管理者を公募せずに指定した公の施設 (2施設)

管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、管理運営できる団体が特定される公の施設。

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
総合医療検査センター	指定管理者制度	一般社団法人 奈良市医師会	一般社団法人 奈良市医師会	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで (5年間)	医療政策課

新たに指定管理者制度を導入する公の施設であって、当該公の施設と同種類の公の施設又は近接する公の施設の指定管理者として現に指定されている団体に一体的に管理運営を行わせることが効率的であると認められるため公募しない公の施設。

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑤参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
興東診療所	新設	-	公益社団法人 地域医療振興協会	開設日から 平成31年3月31日まで	病院管理課